厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出日　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 届出の理由 | □新規に居宅サービス計画を作成したため□要介護認定更新後、居宅サービス計画の初回作成のため□要介護度の変更により、回数が基準回数以上となったため□居宅サービス計画の変更により、回数が基準回数以上となったため |
| 居宅介護支援事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡先 |  |
| 計画作成者氏名 |  |
| 居宅サービス計画の内容 | 被保険者氏名 |  |
| 被保険者番号 |  |
| 要介護度 |  |
| 計画有効期間開始日 | 年　　　月　　　日 |
| １月当たりの生活援助提供（予定）回数 | 　　　　回 |
| 当該計画において利用が多いサービスの内容 | □掃除（ゴミ出しを含む。）　（　　　回／週）□洗濯　（　　　回／週）□ベッドメイク　（　　　回／週）□衣類の整理・被服の補修　（　　　回／週）□一般的な調理、配下膳　（　　　回／週）□買い物・薬の受け取り　（　　　回／週）※上記サービスにはサービス準備等（健康チェック、環境整備、相談援助、情報収集・提供、サービス提供後の記録等）を含む。 |

※提出書類

①居宅サービス計画書（第１表～第５表）の写し（※利用者へ交付し、署名があるもの。第５表については生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみ。）

②当該居宅サービス計画に係るアセスメント表の写し

和歌山市介護保険課